

平成 23 年度 事業計画

(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1. 事業目的

特例財団法人 社会通信教育協会は、文部科学省認定社会通信教育実施団体を会員とし、文部科学省認定社会通信教育の普及と向上を図るため、社会通信教育に関する周知、調査研究及び指導・助言を行い、もって社会教育の振興に寄与することを目的として各種の事業を行う。

2. 事業計画

(1) 第 62 回文部科学省認定社会通信教育修了者表彰式・祝賀会を開催する。

日 時 = 平成 23 年 4 月 22 日 (金) 会場 = 文部科学省 講堂

表彰式...13:00~14:00 祝賀会...14:30~16:00

(2) 全国生涯学習ネットワークフォーラム岩手大会に参加する。

ア. スクリーニングを実施する。

日 程 = 平成 23 年 10 月 15 日 (土)

会 場 = 各実施団体で予約中

・実施講座 (予定) = 書道、栄養と料理、POP、清水きもの、習字・・・5 講座

イ. 岩手県教育長賞・社会通信教育協会長賞の表彰式を開催する。

日 時 = 表彰式: 平成 23 年 10 月 16 日 (日) 11:00~12:00

会 場 = マリオス (JR 盛岡駅前・予定)

ウ. 生涯学習インストラクター岩手大会・懇親会を開催する。

日 時 (岩手大会) = 平成 23 年 10 月 16 日 (日) 13:00~16:30

日 時 (懇親会) = 平成 23 年 10 月 16 日 (日) 17:00~18:30

会 場 = マリオス (JR 盛岡駅前・予定)

(3) 広報に関する事業を推進する。

ア. 文部科学省認定社会通信教育・総合案内を作成する。(平成 23 年 4 月)

・全国都道府県市町村教育委員会、図書館、公民館等および一般希望者に配布する。

・総合案内に文部科学省等の推薦文を掲載する。

イ. 社会通信教育協会ホームページの充実を図る。

ウ. 社会通信教育総合案内『電話無料相談室』を事務局に設置する。

エ. 文部科学省、全国都道府県市町村教育委員会、生涯学習センター、公民館、社会教育関係団体等の行政機関に広報活動を行う。

オ. 文部科学省、内閣府等記者クラブに広報活動を行う。

カ. 社会教育団体振興協議会 (國分正明会長) に対して広報活動を行う。

キ. 「月刊 生涯学習」(文部科学省 編集協力)、「月刊 社会教育」(財団法人全日本社会教育連合会) に対して広報活動を行う。

ク. 日本生涯教育学会に対して広報活動を行う。

ケ. 生涯学習インストラクターの会、生涯学習・社会教育専門家等に対して広報活動を行う。

コ. 大学、短大、専門学校、カルチャーセンター等に対して広報活動を行う。

サ．新聞社（中央紙、ブロック紙、県紙、地域紙）雑誌社、NPO 法人等に対して広報活動を行う。

（４）生涯学習インストラクターに関する事業を推進する。

ア．生涯学習インストラクター資格審査委員会を開催する。

イ．生涯学習インストラクター資格審査委員会 小委員会を開催する。

ウ．生涯学習インストラクター認証事業を推進する。

エ．生涯学習インストラクター岩手大会・懇親会を開催する。

日 時＝平成 23 年 10 月 16 日（日）13：00～18：30

会 場＝マリオス（JR 盛岡駅前・予定）

オ．「生涯学習インストラクターの会」の組織化を推進し運営等に協力する。

カ．生涯学習インストラクター・コーディネーター機関紙 34 号を発行する。

（平成 23 年 8 月）

キ．生涯学習インストラクター・コーディネーター機関紙 35 号を発行する。

（平成 24 年 1 月）

ク．生涯学習インストラクター対象講座の拡大を図る。

ケ．生涯学習インストラクターの参考資料等を作成する。

コ．生涯学習インストラクター「バッヂ」、「生涯学習パスポート」、「講演収録集」を販売する。

サ．「生涯学習支援実践 事例集 VOL 1」を販売する。

シ．生涯学習インストラクター制度 開設 20 周年記念事業を実施する。

日程＝平成 24 年 3 月 24 日（土）11：00～18：30

会場＝国立オリンピック記念青少年総合センター、

内容＝第 9 次「まなびの達人・あそびの達人」認証式・功労者に感謝状表彰式・

第 12 回生涯学習インストラクター全国大会・懇親交流会

（５）生涯学習コーディネーターに関する事業を推進する。

ア．生涯学習支援実践講座 生涯学習コーディネーター研修 受講者募集を行う。

イ．生涯学習コーディネーター認証事業を推進する。

ウ．研修会・交流会を実施する。

エ．生涯学習コーディネーターの参考資料を作成する。

オ．学習指導委員会を開催する。

（６）文部科学省実施の事業に、生涯学習インストラクターの会と連携し協力する。

ア．文部科学省「子どもの生活リズム向上プロジェクト・早寝早起き朝ごはん国民運動」に協力する。

イ．文部科学省「放課後子ども教室事業」に協力する。

ウ．文部科学省「学校支援地域本部事業」に協力する。

エ．文部科学省「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」に協力する。

（７）評議員会・理事会・例会・各種委員会を開催する。

ア．評議員会・理事会・例会を開催する。

*平成 23 年度 第 1 回評議員会・理事会を平成 23 年 5 月 11 日（水）に開催する。

・平成 22 年度事業報告（案）収支報告（案）を審議する。

*平成23年度第2回評議員会・理事会を平成24年3月14日(水)に開催する。
・平成24年度事業計画(案) 収支予算(案)を審議する。

*平成23年4月、5月(理事会・評議員会)、6月(特別例会)、9月、12月、平成24年2月、3月(理事会・評議員会)に理事会を開催する。

*平成23年4月、5月、6月(特別例会)、9月、12月、平成24年2月、3月に例会を開催する。

イ. 各種委員会(広報委員会、人材バンク委員会、表彰委員会、特別例会委員会)を必要に応じて開催する。

*広報委員会...文部科学省認定社会通信教育等に関する広報・普及、協会発行の総合案内の作成、協会のHPに関すること。

*人材バンク委員会...生涯学習インストラクター、生涯学習コーディネーターに関すること。

*表彰委員会...文部科学大臣表彰に関すること。

*特別例会委員会...特別例会に関すること。

(8) 法人改革に伴う事務手続きを進める。